

日本CDR協議会会則

CDRに関する取り組みの加速化と市場の持続的な発展を図り、ネットゼロの実現に貢献することを目的とし、二酸化炭素除去(CDR:Carbon Dioxide Removal)をテーマとした協議のための組織の設置に関する事項を以下に定める。なお、この組織は株式会社三菱総合研究所（以下、当社）が企画・運営する「未来協創イニシアティブ」の活動の一環として、未来協創イニシアティブ参加規則第 6 条 4 項に基づき設置されるものである。

第1条 (名称)

この会の名称は、「日本CDR協議会」(以下「本会」という)という。英文名称は、Japan CDR Coalitionとする。

第2条 (目的)

本会は、ネットゼロの実現における二酸化炭素除去(CDR:Carbon Dioxide Removal)の重要性を踏まえ、CDRに関する取り組みの加速化と関連市場の持続的な発展を目指した関係者の連携と共創活動のためのプラットフォームであり、もってカーボンニュートラルの実現に貢献することを目的とする。

第3条 (活動)

本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) CDRに関する調査・研究、提言活動
- (2) CDRに関連する情報の収集・提供、人材育成に関する活動
- (3) CDRに関する普及広報活動
- (4) 国内外の関連団体、関係者との連携活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 (事務局)

1. 本会は、株式会社三菱総合研究所 未来共創イニシアティブ推進オフィスに事務局を置く。
2. 事務局は本会の運営及び会計に関する事務を行う。

第5条 (会員)

1. 本会則において「会員」とは、本会目的に賛同して本会則を承諾の上参加申込の手続きをし、入会審査を経て、本会および当社が承認し登録した、日本法に基づき設立され本店所在地を日本国内に登記している法人をいう。
2. 会員は、次の各号のいずれかの種別(以下「会員種別」という)に属する。
 - (1) 推進会員：本会の事業目的に賛同し、本会の事業に参加するために入会し、また、本会の活動を積極的にリードする意思をもった法人。未来共創イニシアティブの共創会員又は一般

会員（法人）であること。

(2) 一般会員:本会の事業目的に賛同し、本会の活動に参加するために入会した法人。

3. 会員は、所定の手続を経ることにより、会員種別を変更することができる。
4. 会員資格の有効期間は、本条第 1 項に定める登録の日から、退会した場合を除き、最初に到来する 3 月 31 日までとする。なお、2 月末日までに第 19 条に定める退会届の提出がない場合、会員資格は翌年 3 月 31 日まで 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。
5. 会員は、入会申込時における届出事項に変更がある場合、その都度、遅滞なくその内容を本会に通知しなければならない。
6. 本会は、本会に参加している会員の名称を公表することができる。
7. 会員は、自己が本会に参加している事実を公表することができる。この場合において、会員は、当社との間にパートナーシップ、代理権授与、雇用又は合併事業等の関係があると誤認される表示をしてはならない。

第6条 (入会手続)

本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を記載の上、本会に提出し、推進委員会の承認を受けなければならない。また、入会後の会員種別の変更については、推進委員会の承認をもって可能とする。

第7条 (年会費)

1. 会員の年会費は次の通りとし、登録の時期に関わらず一律とする。
 - (1) 推進会員: 20 万円(税別) (※推進会員は別途未来共創イニシアティブの共創会員又は一般会員（法人）としての会費も発生する。)
 - (2) 一般会員: 10 万円(税別)
2. 当社は、第 5 条第 1 項に定める登録後及び第 5 条第 3 項に定める会員資格の更新に際し、会員に対して前項に定める年会費の請求書を発行し、会員は、当該請求書発行日の属する月の翌月末日までに、当社の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。この場合において、振込手数料は会員の負担とする。
3. 一般会員が、第 5 条第 4 項に定める会員資格の更新前に第 5 条第 3 項に基づき推進会員に変更する場合、年会費の差額 10 万円(税別)を当会に支払うものとする。この場合の支払手続は前項に準ずる。
4. 会員が前二項に定める支払を遅延したときは、当会は、当該会員に対し支払期日の翌日から支払済みまでの日数に応じ、支払遅延金額に対し年率 3%の割合で計算した遅延利息を請求することができる。
5. 事業年度の途中で退会する場合においても、本会は一旦支払いを受けた年会費を返還しない。
6. 本会は、講演会、シンポジウム、交流会、勉強会等の個別の活動に必要な経費に充てるため、推進委員会が必要と認める場合には、別途、参加する会員に費用の負担を求めることができるものとする。

第8条 (推進委員会)

1. 本会の運営を円滑に行うために、推進委員会を設置する。
2. 推進委員会の委員は推進会員の自薦により構成され、定数は 7 とする。なお、定数を超える立候補があった場合は、推進会員の投票による多数決で決定する。多数決で決まらない場合は、推進委員長により決定する。
3. 推進委員会には、次の役職を置く。
 - (1) 推進委員長(本会を代表し、会務を掌理する): 1 名
 - (2) 副推進委員長(推進委員長を補佐し、必要に応じ推進委員長の職務を代行する): 2 名以内
4. 推進委員長及び副推進委員長は、推進委員会メンバーからの立候補により決定し、総会の承認を得て決定する。
5. 推進委員会の議長は推進委員長がこれにあたるものとする。
6. 推進委員会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項は、推進委員長が別に定める。
7. 推進委員の任期は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

第9条 (総会)

1. 総会は年 1 回開催し、推進委員長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
2. 総会は推進委員長が招集する。
3. 総会は推進委員長が議長を務め、以下の本会の運営に関する重要な事項について承認をおこなう。
 - (1) 推進委員長及び副推進委員長の選任
 - (2) 本会則の変更
 - (3) 本会の解散
 - (4) その他本会則で別に定める事項及び推進委員会が付議した事項
4. 総会の議決方法は以下による。
 - (1) 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個 とする。
 - (2) 総会の決議は、(総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、)出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (3) やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。
5. 緊急を要する場合等において、推進委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録による総会を開催できるものとする。

第10条 (部会)

1. 本会は、その活動に当たり、必要に応じて個別の事項についての活動を行うための部会を設置することができる。
2. 部会は、推進委員会が設置し、構成メンバーは推進委員会が選任する。
3. 部会のリーダー(正・副)は、推進会員がこれに当たるものとする。

4. 部会の手続きその他運営に関して必要な事項は、推進委員会が別に定める。

第11条（会員以外の参加者）

1. アドバイザー

- (1) 本会は、本会の活動に特に必要と認められる機関、学識経験者・有識者等をアドバイザーとして置くことができる。
- (2) アドバイザーは推進委員会が選任し、委嘱する。
- (3) アドバイザーは、推進委員会からの諮問により、本会の活動に関し助言を行うことができる。また、推進委員会が認めた範囲において、次項に規定するオブザーバーとして本会の活動に参加することができる。

2. オブザーバー

- (1) 本会は、本会の活動に特に必要と認められる機関や法人をオブザーバーとして本会に参加させることができる。
- (2) オブザーバーの参加は、推進委員会が承認する。

第12条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

第13条（知的財産権）

1. 当社が本会の運営を行うにあたり新たに作成した著作物及び従前より有している著作物（以下「当社著作物」という）の著作権は当社に帰属するが、当社は、会員自身に限り、利用することを無償で許諾する。なお、会員が当社著作物（複製又は翻案したものを含む）を公表する場合、事前に当社の書面による承諾を得なければならない。
2. 会員は、本会で使用する名称及びマーク等に類する商標の出願を行わない。
3. 前二項に定めるほか、本会において新たに生じた発明、考案、意匠、創作、商標、アイデア、ノウハウ等に係る権利（これらの特許、商標登録等を実施する権利を含む）の取扱いは、「日本CDR協議会 知的財産の取扱いに係る指針」に定めるとおりとする。

第14条（秘密保持）

1. 本会則において「秘密情報」とは、次の各号のいずれかに該当する一切の情報をいう。
 - (1) 本会を通じて当社又は会員から秘密と表示の上開示される情報
 - (2) 前号のほか、本会を通じて会員のみが知り得る情報
2. 本会則において、「開示者」とは、自己が保有する秘密情報を開示する当社又は会員をいい、「被開示者」とは、秘密情報を知得する当社又は会員をいう。なお、前項第 2 号に該当する秘密情報は、会員固有の情報を除き当社をその開示者とみなす。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、秘密情報には次の各号のいずれかに該当するものを含まない。
 - (1) 被開示者が知得したとき既に公知であったもの
 - (2) 被開示者が知得後、被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの

- (3) 被開示者が、知得したときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの(被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等)
- (4) 被開示者が知得後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの
- 4. 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、被開示者は、第 11 条に定めるアドバイザー及びオブザーバーに対して、被開示者が負うべき義務と同等の義務を課すことにより秘密情報を開示することができる。
- 5. 前項の規定にかかわらず、被開示者は、行政当局、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令(金融商品取引所の定める規則も含む)上の権限に基づき開示請求があった場合、当該秘密情報を開示することができる。この場合において、被開示者は、やむを得ない事由があるときを除き、事前に開示者への通知を行わなければならない。
- 6. 疑義の回避のため、会員は、本会目的に則り、秘密情報を含む情報を他の会員に開示することができ、当該開示は本条により妨げられるものではない。ただし、会員間で別途秘密情報の取扱いに関する合意をした場合は、当該合意の定めるところによる。

第15条 (個人情報保護)

- 1. 当社、本会及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託又は提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法第 57 号、その後の改正を含む。以下同じ)、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護しなければならない。なお、本会則において「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定める個人情報をいう。
- 2. 当社における個人情報の取扱いは、当社「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取扱いについて」に従って行う。
- 3. 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守しなければならない。
- 4. 本条の取扱いは、もっぱら日本国内における個人情報の取得、使用等を前提とするものであり、その他の場合には、個別にその取扱いを決定する。

第16条 (禁止事項)

- 1. 会員は、本会の活動において、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 他の会員、第三者及び本会に不利益や損害を与える行為、財産及びプライバシー等の権利利益を侵害する行為、または、それらのおそれのある行為。
 - (2) 当社または他の会員との間で「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(以下「独占禁止法」という。)に違反する情報交換、議論、そのほかこれらに準じる違法な行為またはそのおそれのある行為。
 - (3) 独占禁止法関連諸規制(ガイドライン等を含む)をはじめ、政治資金規正法、国家公務員倫理法・規程および地方公共団体等における関連諸規制、刑法およびあっせん利得処罰法等を含む、関連法規制に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- 2. 会員は、本会に関して各自が個別に活動する場合においてもその活動の範囲を十分に配慮すると

ともに、前項に十分留意する。

第17条 (不正な利益供与等の禁止)

1. 会員は、本会の活動に関し、国内外を問わず、何人に対しても、自ら又は第三者を通じて、営業上の不正の利益を得る目的で、金銭、接待、贈答その他名目を問わず、何らかの利益を供与し、又はその約束若しくは申込み等をしていないことを表明保証し、将来にわたらないことを誓約する。
2. 当社は、会員が前項の定め違反した場合、会員に催告をすることなく直ちに本会の会員資格を取り消し、退会させることができる。

第18条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び会員は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、将来にわたって該当しないことを誓約する。
 - (1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という）であること
 - (2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 前二号に該当しなくなったときから5年を経過していないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、当社又は他の会員に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員に催告することなく直ちに本会の会員資格を取り消し、退会させることができる。
 - (1) 前項に違反したとき
 - (2) 前項に違反している懸念が生じ、会員として適当でないと当社が判断したとき

第19条 (任意退会)

会員は、退会希望日の1か月前までに本会に退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、退会希望日までに退会届を提出することで足りる。

第20条 (退会)

本会は、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、推進委員会の決定によって、会員資格を取り消し、退会させることができる。

- (1) 本会則、その他推進委員会が定める規定等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費の納入を怠った者。
- (4) その他本会の目的に照らし、当社が会員としてふさわしくないと判断したとき。

第21条 (本会則の遵守及び存続条項)

- 1. 会員は、推進委員会において入会が承認された日から会員資格を喪失するまで、本会則を含む、本会が定める規程・規約を遵守するものとする。
- 2. 第14条(秘密保持)、第15条(個人情報保護)、第17条(不正な利益供与等の禁止)、第18条(反社会的勢力の排除)、次条(準拠法及び管轄裁判所)の規定は、本会の存続期間満了若しくは終了又は会員にあっては退会後も存続するものとする。

第22条 (準拠法及び管轄裁判所)

本会則のほか、本会の企画・運営は日本法に準拠するものとし、本会に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意所轄裁判所とする。

第23条 雑 則

本会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は推進委員会が定める。

2025 年 7 月 30 日 制定

2025 年 8 月 25 日 改訂